

G 行政関連施設

【目次】

- G-1 市民センターなど
- G-2 庁舎関連施設
- G-3 環境衛生関連施設
- G-4 給食施設
- G-5 葬祭施設
- G-6 農業集落排水処理施設

余白ページ

G-1 市民センターなど

0 川越市公共施設等総合管理計画におけるマネジメント方針

- 学校など周辺の公共施設との複合化について検討します。
- 市民センターは地域コミュニティの拠点となる施設であるため、計画的に改修を行い、長寿命化を図ります。

【参考：公民館】

- ・ 学校など周辺の公共施設との複合化を進めます。
- ・ 地域の人口の変化を考慮し、規模や配置の最適化を図ります。
- ・ 公民館で提供している講座などについて、必要性を検討し効率化を図るとともに、より質の高いサービスの提供を検討します。

1 施設の概要など

(1) 施設概要

① 設置目的・経緯など

市民センターは、地方自治法に規定する出張所として川越市市民センター条例で位置付けられた施設で、地域における市民の自主的な活動を支援し、市民及び市が協働して行う地域づくりを推進するとともに、地域における行政の窓口として市民の利便に供することを目的としています。

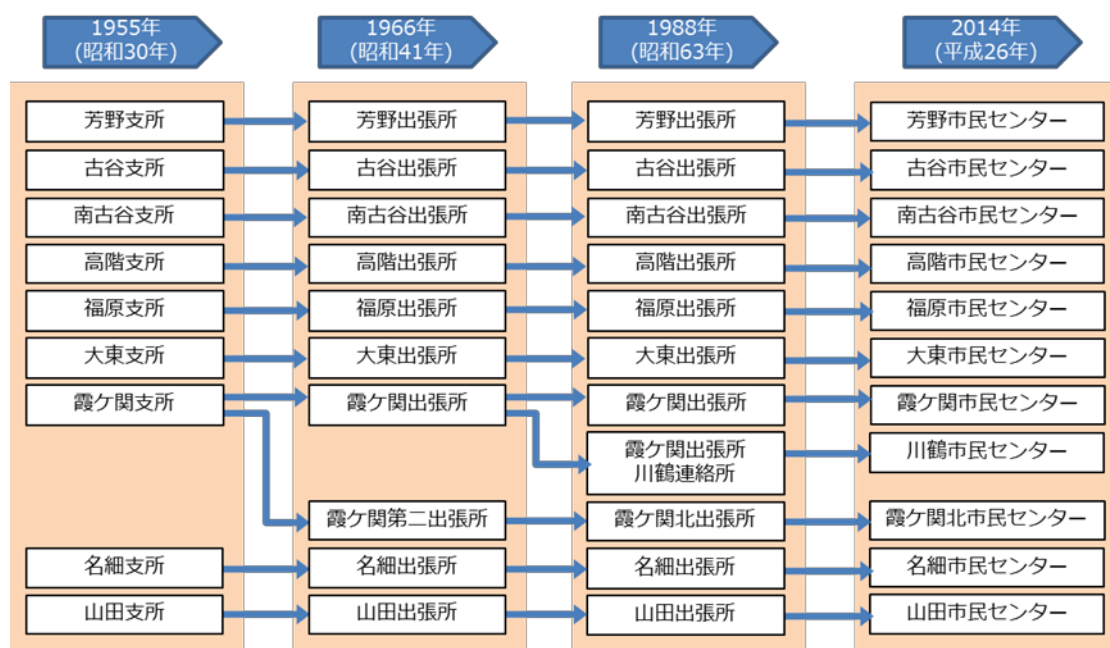
この目的を達成するため、併設する公民館（以下、併設公民館という。）が連携して、地域活動の支援及び地域づくりを推進しています。

1955年の近隣9村合併に伴い、各村にあった役場を支所とし、1961年に出張所（芳野、古谷、南古谷、高階、福原、山田、名細、霞ヶ関、大東）へと移行しました。

その後、1966年に霞ヶ関第二出張所（後の霞ヶ関北出張所）を、1988年に霞ヶ関出張所川鶴連絡所を設置しました。

2014年から、地域活動の主体となっている自治会が構成する自治会連合会支会を単位として、出張所10か所及び連絡所1か所の計11か所が、市民センターへ移行しています。

【図表 143 市民センターの設置経緯】



② 利用状況など

市民センターは、住民異動や印鑑登録、戸籍、国民年金、国民健康保険、児童手当の手続き、市税等徴収など各種行政手続のための窓口と、自治会などを始めとした地域活動団体などの地域の集まりの場として利用されています。

また、災害時における地域の防災拠点としての機能を有しています。

※併設公民館の利用状況などについては、「B－1 公民館」に記載しています。

③ 施設の整備状況

市民センターは、1969年から2013年までに建築され、旧耐震基準建築物が6施設あり、そのうち3施設は建築後45年以上経過しています。旧耐震基準建築物の市民センター（霞ヶ関北市民センター（公民館）を除く）は、耐震補強工事を行い、耐震性能を確保しています。

また、市民センター（霞ヶ関北市民センターを除く）は、公民館との複合施設ですが、高階市民センターは公民館のほかに図書館及び児童館と、霞ヶ関市民センターは公民館のほかに小学校とも併設しています。

併設公民館にある部屋は、主に会議室、講座室、和室、実習室で構成され、音楽室や工芸室、軽体育室（多目的室含む）、プレイルームを設置している併設公民館もあります。

2007年以降に建築した3つの市民センター（高階、名細、大東）では、窓口業務及び公民館業務等を一体運用するために、事務室を一つにしています。

市民センターは、老朽化している施設も多く、安全安心や施設運営の維持のため、改修工事を実施しています。

(2) 対象施設

ここで対象とする施設は、以下のとおりです。

【図表 144 対象施設一覧（市民センター）】

No.	施設名	地区	建築 年度	延床面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)	備考
1	芳野市民センター	芳野	1969	571	1,494	
2	古谷市民センター	古谷	1970	722	1,597	
3	南古谷市民センター	南古谷	1976	751	1,827	
4	高階市民センター	高階	2007	4,443	8,417	高階図書館、高階 児童館との複合、 全借地
5	福原市民センター	福原	1978	1,137	2,102	
6	山田市民センター	山田	1971	715	900	内 134 ㎡借地
7	名細市民センター	名細	2009	1,697	5,984	
8	霞ヶ関市民センター	霞ヶ関	1976	—	—	霞ヶ関小学校との 複合
9	川鶴市民センター	川鶴	1988	1,105	2,542	
10	霞ヶ関北市民センター	霞ヶ関北	2000	327	1,732	
11	大東市民センター	大東	2013	1,962	6,692	内 3,926 ㎡借地

※施設順は、川越市市民センター条例による

※高階市民センターの延床・敷地面積は、他の複合施設を含めた面積を記載

※霞ヶ関市民センターの延床・敷地面積は、霞ヶ関小学校に含めて記載

※霞ヶ関北市民センター（公民館）の施設諸元

建築年度：1974 年度、延床面積：878 ㎡、敷地面積：1,159 ㎡

※霞ヶ関北市民センターと霞ヶ関北公民館の施設は離れているが、他の地区と同様に一体的な組織体制の下で運営している。

【図表 145 その他施設（連絡所）】

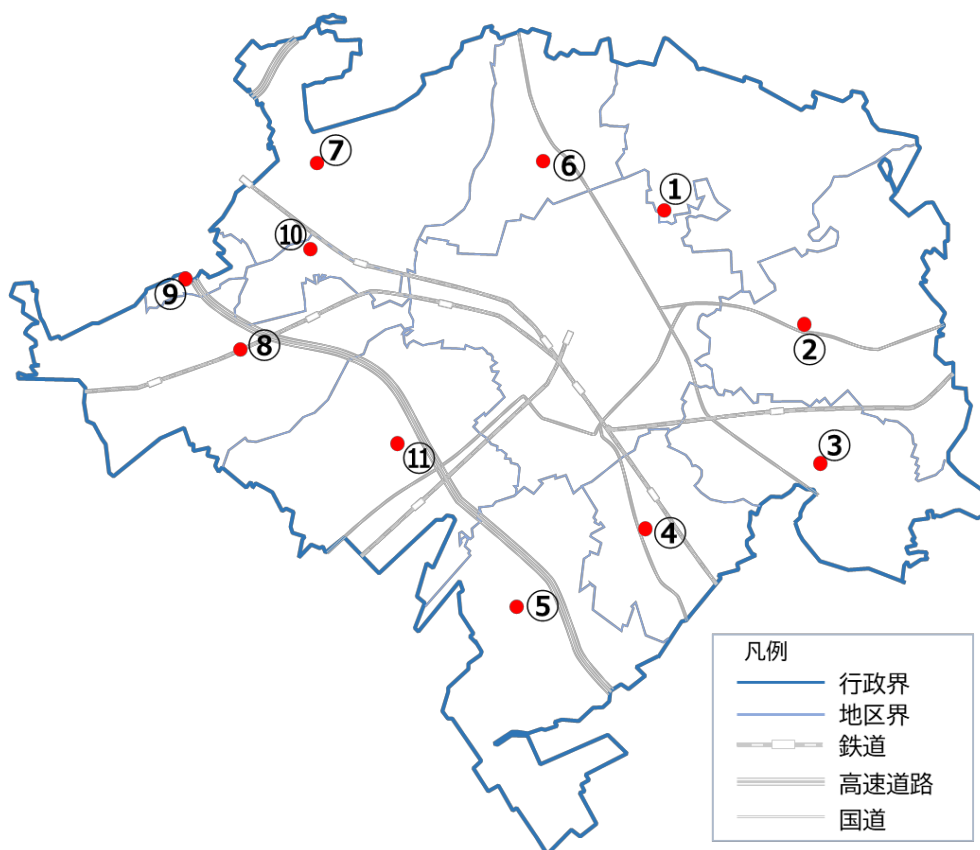
No.	施設名	地区	建築 年度	延床面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)	備考
1	南連絡所	本庁	—	119	—	賃借
2	ウェスタ川越証明センター	本庁	—	—	—	ウェスタ川越内

※南連絡所は、賃借している建物に設置しているため、個別施設計画の対象外とする。

※ウェスタ川越証明センターを設置している、ウェスタ川越の概要は「C－1 ホール施設」に記載

※南連絡所及びウェスタ川越証明センターは、2020 年 6 月に川越市民サービスステーションに移転（賃借している建物のため個別施設計画の対象外）

【図表 146 配置図（市民センター）】



(3) 市民センターの課題

① 老朽化した施設の整備

市民センターは、11 施設中、旧耐震基準建築物が6 施設、そのうち建築後 45 年以上経過している施設が3 施設と老朽化が進んでおり、部位や設備の修繕件数が増加しています。

市民センターは地域防災拠点として位置付けられていることから、必要ときに必要な機能が適切に提供されるよう、計画的な保全や更新の検討を行う必要があります。

② 運営の効率化の推進

市民センターでは、窓口業務や地域活動支援業務と公民館業務を一体的な組織体制のもとで運営していますが、2007 年以降に建築した3つの市民センター（高階、名細、大東）以外の市民センター（芳野、古谷、南古谷、福原、霞ヶ関、川鶴、山田）の事務室は、併設公民館の事務室と別々に配置しています。

また、霞ヶ関北市民センターでは、霞ヶ関北公民館と施設自体が離れています。

市民センターの更新を検討する際、業務を効率的に運営するための検討が必要です。

③ 利用者ニーズに対する検討

各市民センター間で、地区人口あたりの各種行政手続きに係る窓口取扱件数に差があります。

さらに、今後のマイナンバーカードやキオスク端末（コンビニエンスストアでの公的証明書の交付など）の活用が進めば、行政窓口の在り方も変化することが考えられます。

加えて、併設公民館でも、貸室（講座室や和室等）により使用率に差が見られます。

市民センターの更新にあたっては、利用者のニーズや提供する行政サービスを考慮した、施設の規模や部屋の構成を検討する必要があります。

2 市民センターの整備更新の方針

(1) 今後の方向性

市民センターは、市民生活に関わりが深い行政サービスを提供する機能のほかに、地域コミュニティの活性化を図り、地域における市民の自主的

な活動を支援し、地域づくりを推進するという地域活動支援の機能や、災害時における地域の防災拠点としての機能を有していることから、地域コミュニティの拠点となる施設です。

地区ごとに設置しているため、市内に複数あり、老朽化が進んでいる施設もあることから、計画的に更新を行います。

なお、今後の情報化の進展や少子高齢化、人口減少などの社会状況の変化により、利用者のニーズや提供する行政サービスは変化することが想定されます。

市民センターの更新にあたっては、これらの状況を見極めつつ、地域の人口や周辺の公共施設の設置状況を考慮して規模や配置を検討します。

加えて、学校などの周辺の公共施設との複合化や、地域内の施設にある類似した用途の部屋との重複の解消についても検討します。

(2) 規模・配置について

① 規模について

市民センターは、併設公民館と一体で更新します。更新の際、市民センターで必要となる部屋は、併設公民館の部屋と共用することを原則とします。

また、施設の規模については、職員が執務を行うために必要な部屋と公民館における社会教育事業に必要な部屋を充足する広さを基本とし、標準的な市民センターの規模を設定します。

その上で、地域内の既存類似施設の有無や新しいニーズへの対応等、地域の実情を加味して、その規模を検討します。

検討にあたっての考え方や標準的な施設規模は以下のとおりとします。

【図表 147 標準的な市民センターの規模】

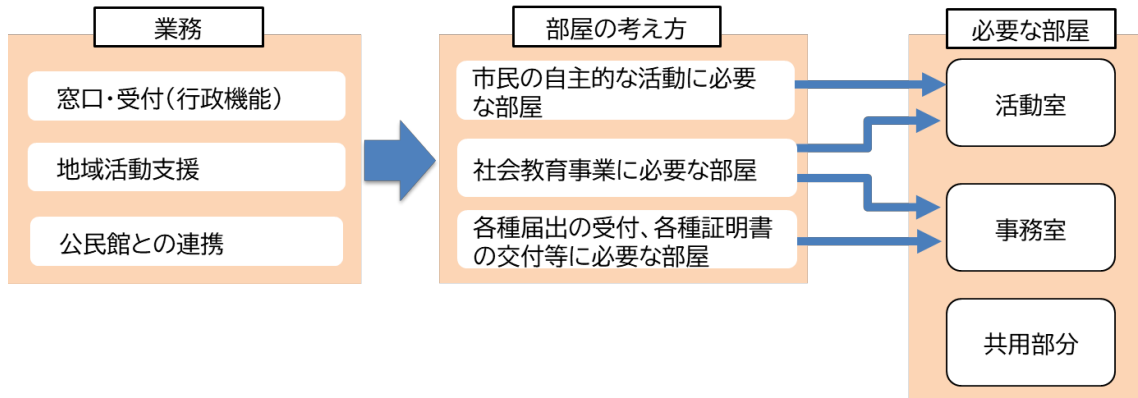
		1	2	3
活動室	会議室・和室・実習室	285㎡(標準)		
事務室	事務室・会議室・更衣室等	160㎡	220㎡	280㎡
共用部分	倉庫・トイレ・玄関ホール等	400㎡	440㎡	470㎡
延床面積		845㎡	945㎡	1,035㎡

市民センターの規模の考え方は以下のとおりです。

(ア) 市民センターにおける必要な部屋

市民センターに求められる基本的な業務を窓口・受付業務、地域活動支援業務及び公民館との連携と整理し、市民センターに必要な部屋を「事務室」と「活動室」、それらをつなぐ「共用部分」としました。

【図表 148 市民センターにおける必要な部屋】



「活動室」は、公民館スペース（A）で構成しています。

- ・ 公民館スペース（A）…公民館（社会教育活動を行う場）で必要な会議室、講座室及び実習室などに相当するスペース

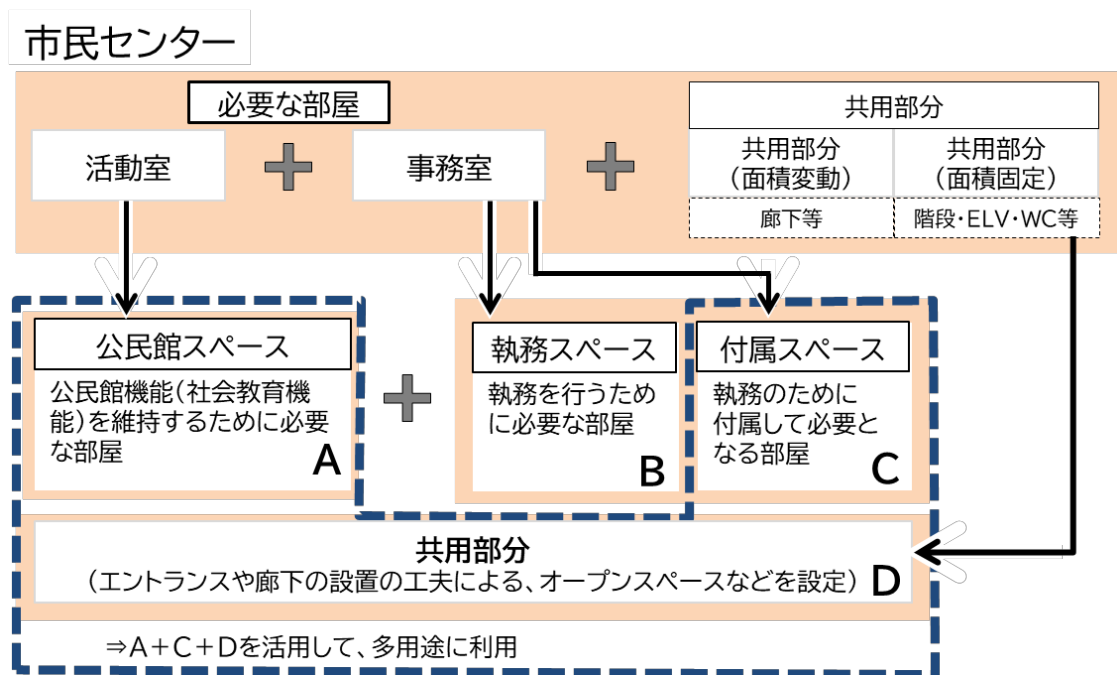
「事務室」は、執務スペースと付属スペースで構成しています。

- ・ 執務スペース（B）…窓口・受付業務、地域活動支援業務及び公民館業務などに従事する職員が執務を行うスペース
- ・ 付属スペース（C）…執務スペースに付属する会議室、相談室及び更衣室などのスペース

共用部分（D）は、一定の面積が必要となるもの（階段、エレベーター、トイレなど）と、施設規模や部屋の配置により面積が変動するもの（廊下など）に大別されます。

なお、A、C及びD（共用部分のうち、施設規模で面積が変動する空間）を活用して、施設効用を高める工夫をします。

【図表 149 市民センターの構成要素】



(イ)市民センターの施設規模(延床面積)

活動室の諸室の面積等は、標準的な市民センターの規模としますが、利用者が使い易い空間となるよう部屋の検討を行います。

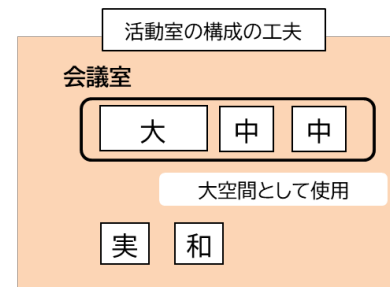
(配置の例)

- ・大会議室と2つの中会議室を隣接させて可動間仕切壁等で構成することで、大空間としても使用が可能
- ・大会議室を二分割すると合計4つの中会議室としても使用が可能

公民館スペース Aの面積の考え方

- 活動室の諸室の面積等は下表を標準仕様とし、大会議室と2つの中会議室は、隣接させて可動間仕切壁等で構成することにより、200㎡の大空間としても使用を可能とするなど、利用者が使い易い空間とします。
- 大会議室を二分割し、2つの中会議室として使用することも考えられます。

公民館スペース(A)(標準仕様)	面積	数	小計	合計
大会議室	100㎡	1	100㎡	285㎡
中会議室	50㎡	2	100㎡	
実習室	50㎡	1	50㎡	
和室	35㎡	1	35㎡	



執務スペースと附属スペース BとCの面積の考え方

- 窓口・受付業務、地域活動支援業務及び公民館業務を一体運用できるようワンフロアー化を図ります。面積については、「総務省 平成22年度地方債同意等基準運用要綱」を参考として、職員数から算出される規模とします。

	ケース(職員数)		
	I (～7名)	II (8～14名)	III (15名～)
執務スペース(B)	90㎡	120㎡	150㎡
附属スペース(C) (会議室・相談室等)	70㎡	100㎡	130㎡
合 計	160㎡	220㎡	280㎡

- ※ 1. 執務スペース面積は、職員1人あたり4.5㎡を基準に役職による加算をして算出
2. 附属スペース面積は、執務スペース面積の概ね85%(直近の市有施設実績)で算出

共有部分 Dの面積の考え方

	ケース(職員数)		
	I	II	III
倉庫 ※1	50㎡	60㎡	70㎡
トイレ・階段等 ※1	130㎡(固定)		
廊下・玄関ホール +オープンスペース※2	220㎡	250㎡	270㎡
合 計	400㎡	440㎡	470㎡

- ※1. 「共用部分(倉庫、トイレ・階段等)」は、直近の市有施設の実績を参考に算出
2. 「共用部分(廊下・玄関ホール等)」は、その部分を除いた延べ床面積の概ね35%(直近の市有施設実績)で算出

②配置について

当面、現在の地区に配置（1地区1施設）します。将来的には、地域のコミュニティ、日常生活圏、歴史的沿革等を勘案して配置します。

3 市民センターの検討結果

2025 年度までに取組を進める施設は、以下のとおりです。

【図表 150 更新対象施設】

対象施設	取組	内容
		更新の機会を捉えた対策（集約化や複合化、廃止など）も含めて検討することとし、対策の内容が明らかなきは、その内容を具体的に記載しています。
芳野市民センター	更新の検討	更新の機会を捉えた対策も含めて検討します。
古谷市民センター	更新の検討	更新の機会を捉えた対策も含めて検討します。
山田市民センター	更新の検討	更新の機会を捉えた対策も含めて検討します。

【図表 151 改修対象施設】

対象施設	取組	内容
霞ヶ関北市民センター	20 年目改修	20 年目改修の時期にあたり、工事履歴や点検結果等を踏まえ、必要な改修を行います。

※霞ヶ関北公民館（霞ヶ関北市民センターと一体で運営）については、別に更新の検討が進められている。そのため、霞ヶ関北市民センターの改修については、その検討を踏まえて行うものとする。

G-2 庁舎関連施設

0 川越市公共施設等総合管理計画におけるマネジメント方針

- 庁舎関連施設及び倉庫などは、会議室の集中化、文書保管スペースの整理（市庁舎外での保管の推進や電子化による保存）、会議室の共用化などにより適正な規模とし、本庁舎の更新に合わせて、分散している機能の集約を図ります。ただし、機材や駐車場などのスペースを確保する必要がある施設については、留意します。
- 動物管理センターは、計画的に維持・管理を行い、適正な規模とします。
- 川越駅西口まちづくり推進室及び新河岸駅周辺地区整備事務所は、現場での早期対応や地域に密着したまちづくりを推進するため、現在の施設の長寿命化を図ります。
また、将来的には、事業の進捗に合わせて、他の庁舎関連施設への移転を検討します。
- 教育センターは、計画的に改修を行い、長寿命化を図ります。
また、施設の一般開放の充実を図るほか、他の公共施設との共用化や多機能化を検討します。
- 教育センター分室（リバーラ）は、業務の内容を考慮しつつ、教育センターや周辺の公共施設などとの共用化や多機能化を検討します。
- 福祉サポート連雀町は、類似機能を有する施設との多機能化を検討します。

1 施設の概要など

(1) 施設概要（設置目的、利用状況、整備状況など）

（市役所本庁舎、東庁舎、庁舎分室、郭町公用車管理棟、小仙波庁舎）

市役所の位置は、川越市役所の位置を定める条例で定められています。市役所本庁舎は本市の行政施設の核であり、議場を設置している施設であるとともに、防災拠点施設・選挙期日前投票所・納税申告会場など、多様な利用がなされています。

東庁舎及び庁舎分室は、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員事務局、農業委員会、総務部1課等が使用しています。郭町公用車管理棟は、車両管理として使用しています。小仙波庁舎は、旧川越市医師会看護専門学校の校舎を転用した施設であり、建設部6課が使用しています。

市役所本庁舎は旧耐震基準建築物で、2013年度から2015年度に耐震補強工事を実施しています。

(保健所、総合保健センター)

保健所及び総合保健センターは、地域保健法及び川越市保健所条例で位置付けられている施設です。保健所は、対人保健サービスや対物保健サービス等を提供し、市民の健康と安全を守るための拠点として、総合保健センターは、本格的な少子高齢化、疾病構造の変化等々に対応するため、市民の健康づくりの拠点として設置しています。

また、総合保健センターには、ふれあい歯科診療所が設置され、障害のある方への歯科診療のほか、一般的な歯科診療を実施しています。

(動物管理センター)

動物管理センターは、狂犬病予防法や動物の愛護及び管理に関する法律で位置付けられた施設で、犬や猫等の抑留・収容のための施設です。

(収集管理棟)

収集管理棟は、一般廃棄物の収集運搬を円滑に行うための施設で、塵芥車の車庫、職員控室、更衣室、浴室等の設備があり、事務室は環境部2課が使用しています。

(川越駅西口まちづくり推進室、新河岸駅周辺地区整備事務所)

川越駅西口まちづくり推進室は、都市計画部1課が使用し、川越駅西口市有地利活用事業や川越駅西口周辺の都市計画道路等の整備などを進めています。

新河岸駅周辺地区整備事務所は、都市計画部1課が使用し、新河岸駅を中心とした都市基盤の整備を進めています。

(道路管理事務所)

道路管理事務所は、道路の維持補修を行うための資材や車両と作業員の事務室を設置しています。

(上下水道局庁舎、上下水道管理センター)

上下水道局庁舎は、安全で良質な水道水の安定供給と、生活環境の保全及び快適なまちづくりを実施するための拠点として設置され、上下水道局6課が使用しています。また、災害時には、市民生活や社会経済活動を支える重要なライフラインである水道及び下水道の復旧を行う災害対策会議施設となります。

上下水道管理センターは、職員の事務室、車庫及び作業所を備えており、雨水ポンプ場施設、汚水ポンプ場施設及び合流改善施設の運転管理及び維持管理を行っています。

(教育センター、教育センター第一分室(リバーラ)、教育センター第二分室)

教育センター、教育センター第一分室(リバーラ)、教育センター第二分室は、川越市立教育センター条例で位置付けられた施設で、教育の充実及び振興を図ることを目的とし、教職員の研修や教育相談、就学相談等を実施しています。教育センターは旧古谷東小学校校舎、第一分室は旧第三学校給食センター、第二分室は旧あけぼの・ひかり児童園園舎を転用して活用しています。

なお、教育センター第一分室(リバーラ)は、旧耐震基準建築物です。

(学校環境衛生検査センター)

学校環境衛生検査センターは、学校保健安全法に基づき児童生徒の健康の保持と増進を図るための環境衛生検査、安全及び保健に関する調査、研究を行っています。

(福祉サポート連雀町)

福祉サポート連雀町は、旧保健センターを転用し、障害者基幹相談支援センター、つどいの広場、地域包括支援センターが利用しています。

なお、福祉サポート連雀町は、旧耐震基準建築物で、耐震性能が確保されていません。

(倉庫)

庁舎関連の倉庫として、神明町倉庫、三久保町倉庫、仙波4丁目倉庫などがあり、複数の部署が物品等の保管として利用しています。

(2) 対象施設

ここで対象とする施設は、以下のとおりです。

【図表 152 対象施設一覧（庁舎関連施設）】

No.	施設名	地区	建築 年度	延床面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)	備考
1	市役所本庁舎	本庁	1972	12,019	12,298	
1a	東庁舎	本庁	2002	1,812	—	
1b	庁舎分室	本庁	1985	1,069	—	
1c	郭町公用車管理棟	本庁	2003	350	2,327	内 508 ㎡借地
2	市役所小仙波庁舎	本庁	1988	1,647	1,939	全借地
3	保健所	本庁	2003	3,072	3,855	全借地
4	総合保健センター	本庁	1998	4,481	8,090	全借地
4a	ふれあい歯科診療所	本庁				
5	動物管理センター	本庁	1983	427	998	
6	収集管理棟	名細	2009	2,707	—	資源化センター敷地内
7	川越駅西口まちづくり推進室	本庁	2008	265	1,455	全借地
8	新河岸駅周辺地区整備事務所	高階	1992	204	2,062	
9	道路管理事務所	本庁	1990	900	2,812	全借地
10	上下水道局庁舎	本庁	1986	1,590	4,278	
11	上下水道管理センター	霞ヶ関	2006	937	8,583	
12	教育センター	古谷	1986	5,973	12,231	
13	教育センター第一分室	霞ヶ関北	1977	676	—	
14	教育センター第二分室	本庁	1983	1,059	3,200	
15	学校環境衛生検査センター	本庁	1982	254	455	全借地
16	福祉サポート連雀町	本庁	1980	512	643	

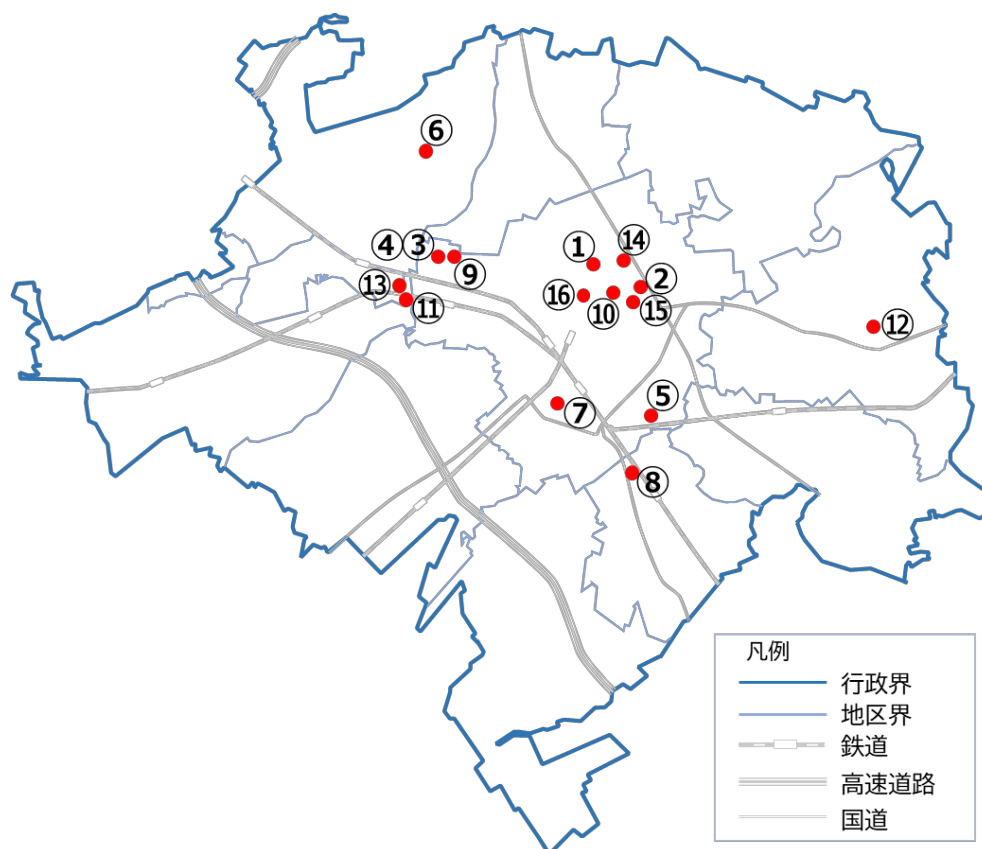
※総合保健センターの延床面積には、ふれあい歯科診療所を含む。

※収集管理棟の敷地面積は、資源化センターに含めて記載

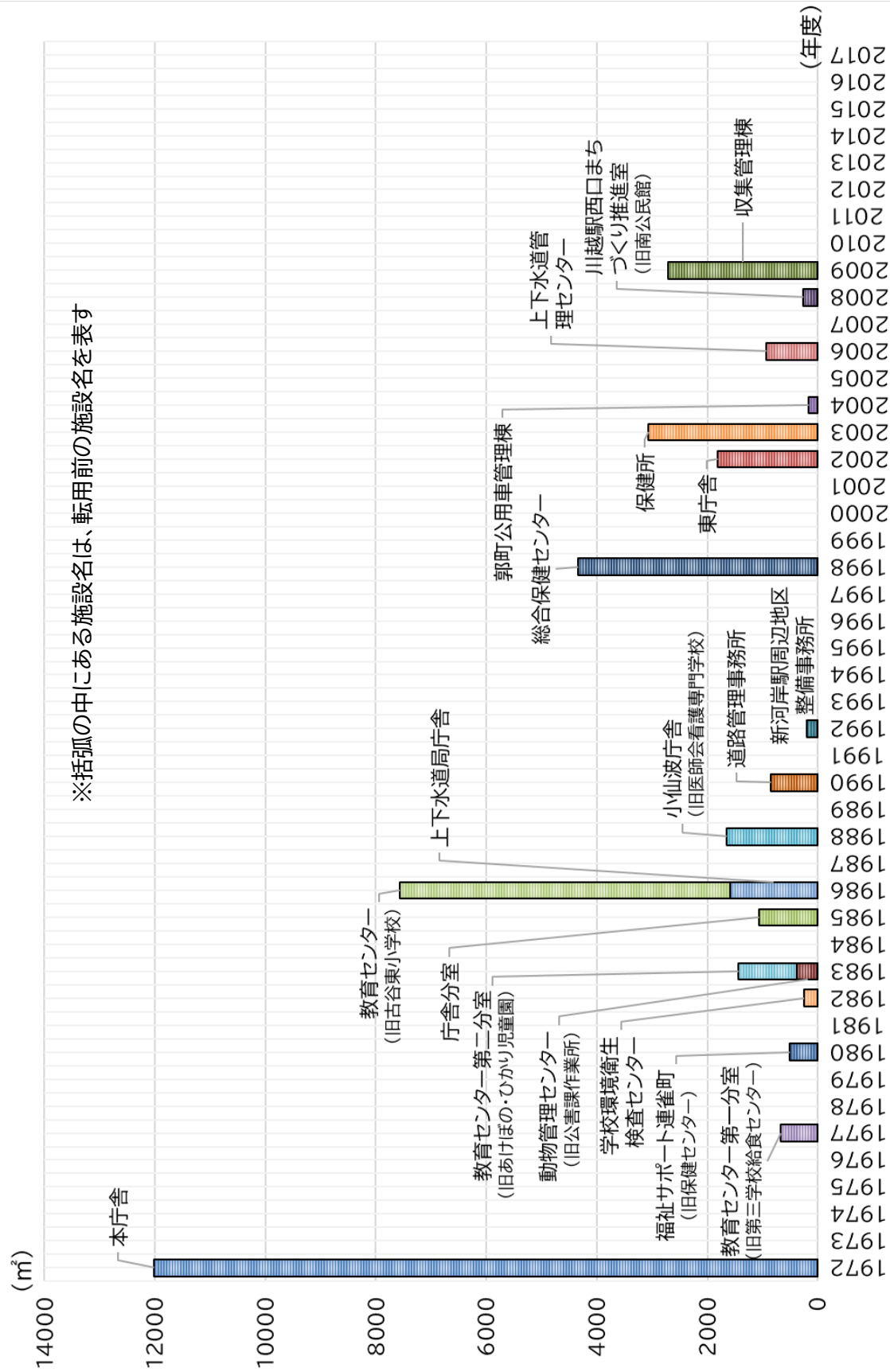
※教育センター第一分室の敷地面積は、さわやか活動館に含めて記載

※教育センター第二分室の敷地面積は、みよしの支援センターを含む。

【図表 153 配置図（庁舎関連施設）】



【図表 154 庁舎関連施設の建築年度と延床面積】



(3) 庁舎関連施設の課題

① 計画的な施設の保全

庁舎関連施設は、多くの市民の方々が申請や相談等のサービスを受けるために使用する施設です。市民サービスを継続的に提供するために、改修工事等の実施の際、業務を行いながらの改修を行うこととなることから、改修のスケジュール等については、計画的な対応が必要です。

加えて、個人情報や税情報、都市計画の情報など、多くの情報が集積している施設が多くあります。平常時だけではなく、災害発生時においても、庁舎関連施設が適正に機能することが、市民等の生命・財産を守ることに大きく寄与することから、施設を適正に維持管理することが必要です。

② 狭あい化・分散化に対する検討

市役所本庁舎は、現在の庁舎が開庁した 1972 年度以降、人口増加・中核市への移行・行政需要の多様化に対応するため、組織の拡大や OA 機器の普及を進めたことにより事務スペースの狭あい化が進んでいます。これに対処するため、庁舎機能の一部を敷地外へ移転したことで、庁舎機能が分散しました。これにより、市民が利用しづらい状況にあるだけでなく、各課間の事務連絡・会議開催等について、事務の効率化・迅速化を妨げている状況です。

2 庁舎関連施設の整備更新の方針

(1) 今後の方向性

(共通)

庁舎関連施設は、継続的な市民サービスを提供するため、計画的な維持管理に努めます。

社会情勢の変化に伴い、庁舎関連施設に求められている機能は大きく変化しています。将来、市役所本庁舎の更新を検討する際は、分散した庁舎機能の集約化について検討するとともに、今後の情報化社会の変化を見据え、必要な施設規模の検討を行います。

(市役所（本庁舎、東庁舎、庁舎分室、郭町公用車管理棟、小仙波庁舎）)

市役所本庁舎は、耐震改修工事が 2015 年度に完了し、空調設備等の改修を実施する予定です。今後も、適正に保全を行います。

東庁舎・庁舎分室・郭町公用車管理棟・小仙波庁舎は、今後も適切な維持管理を行います。本庁舎の更新の検討の際、施設の集約化について、検討

を行います。

(保健所、総合保健センター)

保健所及び総合保健センターは、適切な維持管理を行うとともに、計画的に改修を行います。

(動物管理センター)

動物管理センターは、更新時に施設の位置や規模について、検討を行います。

(収集管理棟)

収集管理棟は、資源化センターの更新を検討する際、当該施設の在り方について検討を行います。

(川越駅西口まちづくり推進室、新河岸駅周辺地区整備事務所)

川越駅西口まちづくり推進室及び新河岸駅周辺地区整備事務所は、設置目的である事業が完了するまで、施設の維持管理を続け、事業完了後は用途を廃止します。

(道路管理事務所)

道路管理事務所は、今後も適切な施設の維持管理を行います。

(上下水道局庁舎、上下水道管理センター)

上下水道局庁舎及び上下水道管理センターは、適切な維持管理を行うとともに、計画的に改修を行います。

(教育センター、教育センター第一分室、教育センター第二分室)

教育センターは、適切な維持管理を行うとともに、計画的に改修を行います。教育センター第一分室及び第二分室は、他の施設との共用化や多機能化を検討します。

(学校環境衛生検査センター)

学校環境衛生検査センターは、現在の敷地が借地であることや、利用内容が、学校の水質検査等であることを踏まえ、学校施設への複合化を検討します。

(福祉サポート連雀町)

福祉サポート連雀町は、機能の移転が予定されており、全ての機能が移

転した後は、廃止を含む今後の利活用を検討します。

(倉庫)

倉庫については、事後保全での対応とし、今後、遊休施設が生じ、その利活用を検討する際には、倉庫の集約化についても検討を行います。

(2) 規模・配置について

社会情勢の変化に伴い、庁舎関連施設に求められている機能は大きく変化しています。更新を検討する際は、今後の情報化社会の変化を見据え、必要な施設規模の検討を行います。

3 庁舎関連施設の検討結果

2025 年度までに取組を進める施設は、以下のとおりです。

【図表 155 改修対象施設】

対象施設	取組	内容
本庁舎	その他 改修	空調設備等の改修を行います。
東庁舎	20 年目 改修	20 年目改修の時期にあたり、工事履歴や点検結果等を踏まえ、必要な改修を行います。
庁舎分室	40 年目 改修	40 年目改修の時期にあたり、工事履歴や点検結果等を踏まえ、必要な改修を行います。
公用車管理棟	20 年目 改修	20 年目改修の時期にあたり、工事履歴や点検結果等を踏まえ、必要な改修を行います。
保健所	20 年目 改修	20 年目改修の時期にあたり、工事履歴や点検結果等を踏まえ、必要な改修を行います。
総合保健センター	20 年目 改修	20 年目改修の時期にあたり、工事履歴や点検結果等を踏まえ、必要な改修を行います。
動物管理センター	40 年目 改修	40 年目改修の時期にあたり、工事履歴や点検結果等を踏まえ、必要な改修を行います。
教育センター第一分室	40 年目 改修	40 年目改修の時期にあたり、工事履歴や点検結果等を踏まえ、必要な改修を行います。
教育センター第二分室	40 年目 改修	40 年目改修の時期にあたり、工事履歴や点検結果等を踏まえ、必要な改修を行います。
学校環境衛生検査センター	40 年目 改修	40 年目改修の時期にあたり、工事履歴や点検結果等を踏まえ、必要な改修を行います。

余白ページ

G-3 環境衛生関連施設

0 川越市公共施設等総合管理計画におけるマネジメント方針

- 環境衛生センターは、更新時期に合わせて、適切な規模での整備を進めます。
- 東清掃センターは、計画的に改修を行い、長寿命化を図ります。
- 資源化センターは、計画的に維持・管理を行い、予防保全を図ります。
- 小畔の里クリーンセンターは、引き続き機能を維持し、効率的で効果的な管理・運営方法を検討します。

1 施設の概要など

(1) 施設概要（設置目的、利用状況、整備状況など）

（施設の概要）

環境衛生関連施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で位置付けられた施設で、本市では、中間処理施設が2施設（東清掃センター、資源化センター）、最終処分場が1施設（小畔の里クリーンセンター）、し尿処理施設が1施設（環境衛生センター）の4施設があります。

環境衛生センターは旧耐震基準建築物ですが、その他の施設は、新耐震基準建築物です。

（ごみ処理等の状況）

本市で排出されるごみの総量は、年間約11万トンで推移しています。今後、10年程度は、予測されるごみの総排出量は大きく変化しない見込みです。

また、し尿及び浄化槽汚泥（以下し尿等という）は、下水道や合併処理浄化槽の整備により、し尿は減少、浄化槽汚泥は増加するなど、搬入物の性状の変化はあるものの、収集量は約100kL/日となっており、今後も、大きな変化はないと予測しています。

なお、ごみ・し尿等ともに長期的には、人口減少などの社会的変化に伴い、減少傾向となることが想定されています。

（中間処理施設）

中間処理施設は、ごみを埋立て処分（最終処分）する前に、分別・減容・無害化・安定化などの処理をする機器設備を備えた施設です。

東清掃センターの焼却施設及び資源化センターの熱回収施設には、とも

に焼却炉が2基あります。年間で焼却処理されるごみの量は約9.3万トンで、この2施設の焼却処理量の割合は、資源化センターが約8割、東清掃センターが2割となっています。

また、リサイクル施設は、東清掃センター及び資源化センターにそれぞれ設置されており、不燃ごみ、粗大ごみ、びん・かん、その他プラスチック製容器包装、ペットボトルを処理しています。また、リサイクル可能な物については、リサイクルを実施しています。草木類資源化施設では、せん定枝や刈草をチップや土壌改良材へと資源化しています。

東清掃センターは稼働から33年、資源化センターは稼働から10年経過しています。各施設の焼却・熱回収施設やリサイクル施設については、定期的に修繕や改修を実施しています。

(最終処分場)

最終処分場である小畔の里クリーンセンターは、中間処理施設で処理し、残った灰などを最終処分（埋立）する施設です。近年、中間処理施設の処理能力の向上やリサイクルなどにより埋立量が減っています。当施設の残容率（施設全体からみた埋立処分が可能な残りの割合）は約11%となっています。なお、当施設の敷地には、第2期分の予定地も確保されています。

埋立地に降った雨水等を処理する施設があり、その施設にある機器設備の修繕や改修を実施しています。

(し尿処理施設)

し尿処理施設である環境衛生センターは、家庭や事業所で排出されるし尿等を処理する唯一の処理施設です。し尿等は、本施設に搬入されたのち、微生物による処理を行い、処理水は下水道に放流しています。

環境衛生センターは、稼働から40年経過しています。汚泥処理を維持するための機器設備の修繕や改修を行っています。

(2) 対象施設

ここで対象とする施設は、以下のとおりです。

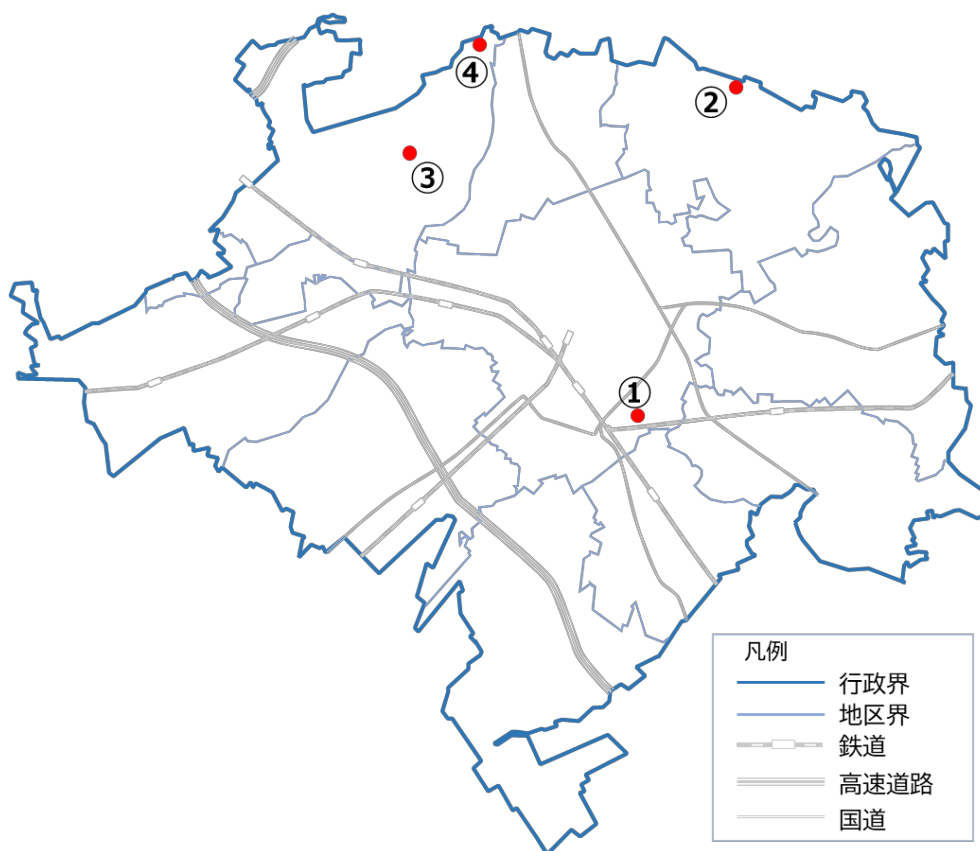
【図表 156 対象施設一覧（環境衛生関連施設）】

No.	施設名	地区	建築 年度	延床面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)	備考
1	環境衛生センター	本庁	1979	4,547	12,381	
2	東清掃センター	芳野	1986	8,713	12,324	内 1,978 ㎡借地
3	資源化センター	名細	2009	31,277	106,278	環境プラザ（つばさ館）との複合
4	小畔の里クリーンセンター	名細	1988	640	94,723	

※資源化センターの延床面積は、環境プラザ（つばさ館）を含めた面積を記載

※資源化センターの敷地面積は、環境プラザ（つばさ館）及び収集管理棟を含めた面積を記載

【図表 157 配置図（環境衛生関連施設）】



(3) 環境衛生関連施設の課題

① 計画的な機器設備の維持管理

ごみやし尿等を処理するために、環境衛生関連施設には、焼却炉、破碎機、コンベヤ、汚泥脱水機及びその他多くの機器設備が設置されています。これらの機器設備の一部でも不具合が生じると、ごみやし尿等を安定的に処理することができなくなります。また、これらの機器設備の修繕には、多くの時間と費用が必要となることから、計画的な維持管理を行っていくことが必要です。

② 施設更新に向けた検討

環境衛生センターは、本市唯一のし尿処理施設で、建築後 40 年を経過しています。機器設備については、適切な維持管理に努めているものの、躯体については、一部の棟で、耐震性能が確保されていません。また、し尿処理施設の水槽は、「塩素その他腐食性を有するガスの影響を受けるもの」に該当し、国の財産処分制限期間である 20 年を既を超えているため、現在、施設更新に向けた検討を行っています。

また、東清掃センターは、現在、大規模改修工事を実施していますが、改修後は、概ね 15～20 年程度、引き続き利用する予定です。

2009 年度に建設した資源化センターでは、建設の検討から稼働までに概ね 19 年と長期間を要していることから、環境衛生関連施設の更新は、機器設備の更新サイクルを踏まえた検討が必要です。

2 環境衛生関連施設の整備更新の方針

(1) 今後の方向性

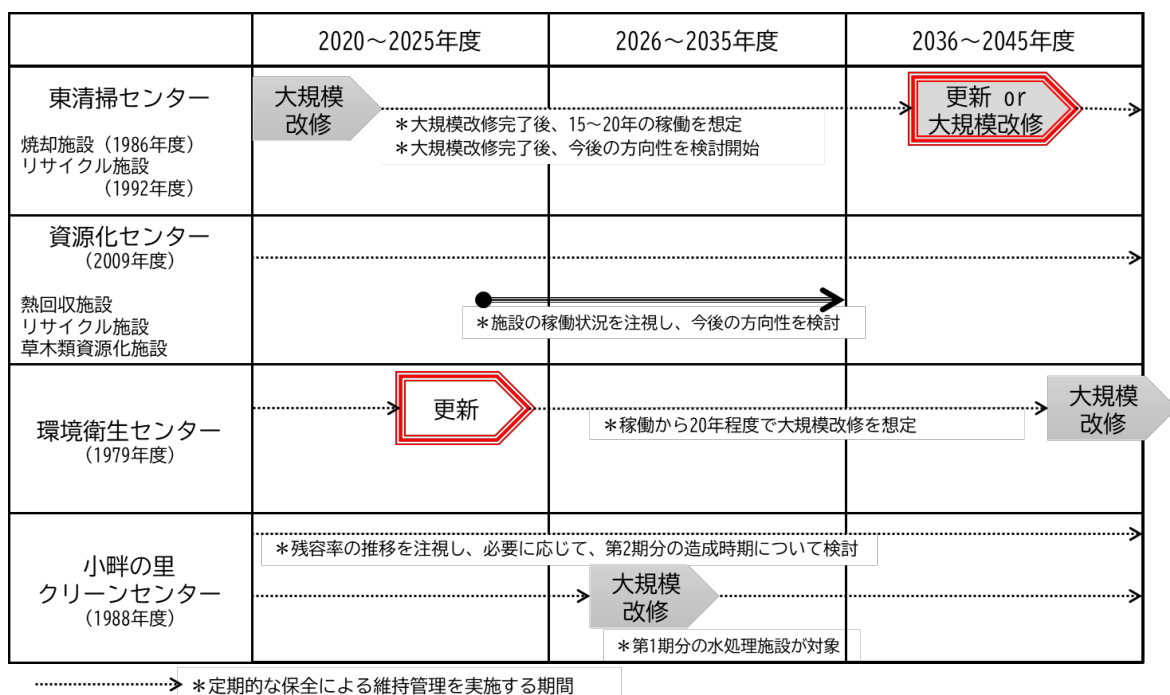
環境衛生関連施設は、まちの環境保全には不可欠な施設です。

ごみやし尿等を処理するため、機器設備の点検を定期的を実施し、適切な維持管理を行います。

環境衛生関連施設の更新は、ごみやし尿等の処理に不可欠な機器設備の耐用年数が、躯体に比べ短いため、機器設備の更新に合わせた対応とします。

また、環境衛生関連施設の更新は、検討から稼働まで相当な期間や多くの費用が必要となるため、更新時期を見据え、早い時期から検討を始めます（図表 158）。その検討の際には、国庫補助や起債制度を活用しつつ、民間活力の活用を検討も行います。

【図表 158 機器設備の耐用年数等から想定した望ましい更新・改修のサイクル】



(2) 規模・配置について

川越市一般廃棄物処理基本計画を定期的に見直すことで、時代に見合った適正な規模で施設整備を行います。

3 環境衛生関連施設の検討結果

2025 年度までに取組を進める施設は、以下のとおりです。

【図表 159 更新対象施設】

対象施設	取組	内容
環境衛生センター	更新の検討	更新の機会を捉えた対策（集約化や複合化、廃止など）も含めて検討することとし、対策の内容が明らかとなき場合は、その内容を具体的に記載しています。 機器設備の更新時期を踏まえ、施設更新の機会を捉えた対策も含めて検討します。

【図表 160 改修対象施設】

対象施設	取組	内容
東清掃センター	その他改修	劣化状況を踏まえ、機器設備の改修を行っています。

余白ページ

G-4 給食施設

0 川越市公共施設等総合管理計画におけるマネジメント方針

- 2013（平成 25）年 11 月に策定した『（仮称）川越市新学校給食センター整備基本計画』に基づき、PFI 事業として整備を進めます。
- 菅間及び今成学校給食センターは、将来の児童生徒数を考慮した施設運営を行いながら、計画的に維持・管理を行い、予防保全・長寿命化を図ります。

※『（仮称）川越市新学校給食センター整備基本計画』に基づき、PFI 事業として菅間第二学校給食センターの整備を行い、2018 年度から給食の提供を開始しています。

1 施設の概要など

(1) 施設概要

① 設置目的・経緯など

学校給食センターは、学校給食法、川越市立学校給食センター設置及び管理条例で位置付けられた施設です。

② 利用状況など

現在、3 施設ある学校給食センターの給食規模の合計は、30,000 食となっています。

また、給食対象者（市立小中学校の児童生徒、特別支援学校、教職員等）は、2018 年度では、28,321 人となっており、その差はわずかです（図表 161）。

今後の市立小中学校の児童生徒数の推移は、当分の間、大きな減少には至らないと想定していることから、今後もこの給食規模を維持していく必要があります。

【図表 161 2018 年度における各学校給食センターの給食規模と給食対象者の数】

センター名	給食規模 (食)	担当校	児童・生徒数 (人)	教職員数 (人)	その他職員 (人)	合計 (人)
菅間 学校給食センター	12,000	小学校20校	11,162	489	220	11,871
菅間第二 学校給食センター	12,000	小学校12校	6,883	308	132	7,323
		中学校11校 特別支援学校1校	4,408	270	109	4,787
今成 学校給食センター	6,000	中学校11校	4,004	237	99	4,340
合計	30,000	小学校32校	18,045	797	352	19,194
		中学校22校 特別支援学校1校	8,412	507	208	9,127
		合計55校	26,457	1,304	560	28,321

③ 施設の整備状況

本市の学校給食は、センター方式を採用しています。現在、市内に給食施設は3施設あり、全て新耐震基準建築物です。

菅間第二学校給食センターは、PFI 事業（BT0 方式）で整備した施設であり、調理業務から配送、食器洗浄、清掃まで全て事業者が実施しています（図表 162）。

今成学校給食センターは、改築後 27 年が経過しています。また、敷地の一部は借地です。

【図表 162 菅間第二学校給食センター PFI 事業の概要】

事業名称	(仮称) 川越市新学校給食センター整備運営事業	
事業期間	16年（2016～2032年度）	
施設概要	敷地面積：13,061.84㎡ 延床面積：7,370.47㎡ 構造階数：鉄骨造2階建 調理能力：12,000食/日	(1階) 食品庫、器具洗浄室、廃棄物庫、洗浄室、調理室、保冷室、配送・回収プラットフォーム、機械・ボイラー室、事務室など (2階) 研修室1、研修室2、相談室、見学廊下、来客用男女トイレ、多機能トイレ、調理員休憩室、洗濯・乾燥室など
事業内容	施設の老朽化が著しい2つの学校給食センター（藤間・吉田）の施設の更新及び1日2回の調理を行っていた今成学校給食センターの調理回数を1日1回とするため、前述の2つの学校給食センターの給食数分と1センターの給食数の一部を合わせた給食提供能力を有する新たな学校給食センターを整備、運営するもの。	
	設計・建設期間 開業準備期間 維持管理・運営期間 事業者 落札金額 事業方式 事業形態	2016年1月15日～2017年8月31日 2018年8月 2018年9月～2032年8月 株式会社川越学校給食サービス 代表企業：株式会社東洋食品 12,200,358,218円 BTO方式（Build Transfer and Operate） サービス購入型
	自主事業	事業者用駐車場など

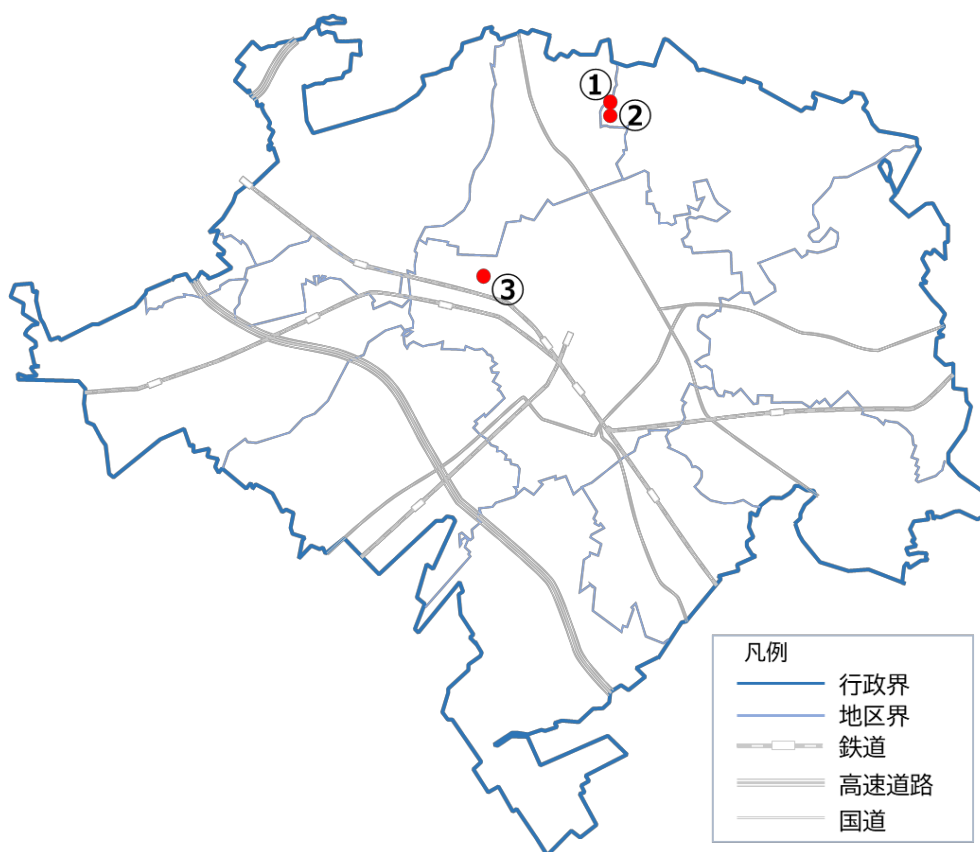
(2) 対象施設

ここで対象とする施設は、以下のとおりです。

【図表 163 対象施設一覧（給食施設）】

No.	施設名	地区	建築 年度	延床面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)	備考
1	菅間学校給食センター	芳野	2005	5,700	9,908	
2	菅間第二学校給食センター	芳野	2017	7,370	13,154	
3	今成学校給食センター	本庁	1992	3,272	5,476	内 1,997 ㎡借地

【図表 164 配置図（給食施設）】



(3) 給食施設の課題

① 給食提供に係る機器設備の維持管理

給食提供にあたり、給排水、ボイラー、空調などの施設設備や、野菜裁断機、揚物機、焼物機などの調理器具など、給食施設には、多くの機器設備が設置されています。

これらの機器設備の一部でも不具合が生じると、安定的な給食提供をすることができなくなります。また、大型調理器具等は修繕にも多くの費用が必要となるだけでなく、修繕が行える時間・時期が限られることも念頭に、点検や修繕に取り組む必要があります。

② 今成学校給食センターの更新に向けた検討

今成学校給食センターは、給食提供を始めてから、既に 27 年を経過しています。

2005 年度で廃止した寿町学校給食センターは 32 年、2016 年度で廃止した藤間学校給食センターと吉田学校給食センターは、それぞれ 37 年と 34 年という運営期間でした。

また、PFI 事業として整備した菅間第二学校給食センターは、検討から給食提供まで概ね 10 年を要しています。

機器設備の多くは躯体より耐用年数が短いことなどからも、機器設備の更新時期を踏まえた、施設更新の検討が必要です。

③ 効率的で効果的な運営手法の検討

エレベーター設備や消防設備等、通常の施設の維持管理に加え、厨房設備やボイラーなど調理に必要な機器の保守点検を行っています。施設の維持管理や運営に多くの費用がかかっていることから、費用負担の軽減に取り組む必要があります。

2 給食施設の整備更新の方針

(1) 今後の方向性

給食施設は、給食対象者に対し、給食を提供することを目的とした施設であるため、調理器具などの機器設備は、今後も、点検を定期的を実施し、適切な維持管理を行います。

また、給食施設の更新は、給食の提供に必要不可欠な調理器具などの機器設備の耐用年数が、躯体に比べ短いため、調理器具などの機器設備の更新時期に合わせた対応とします。

さらに、現在の給食規模が給食対象者に見合った規模であり、他の施設による代替も難しいことから、更新の際は、更新する給食施設を建築した後に、既存施設の廃止を行うなど、提供すべき給食規模を確保しながら進めることとします。

なお、更新にあたっては、菅間第二学校給食センター建設時と同様に、民間活力の活用を検討するとともに、2017年3月に策定された民間委託等推進計画や他の自治体の取組などを参考に、施設の維持管理・運営についても、効率化の検討を進めます。

(2) 規模・配置について

本市には、3施設が配置されており、給食規模が給食対象者数に見合った規模です。

また、学校給食衛生管理基準²⁷に定める「調理後2時間以内に給食できるようにする」という基準も満たしています。

3 給食施設の検討結果

2025年度までに取組を進める施設は、以下のとおりです。

【図表 165 更新対象施設】

対象施設	取組	内容
		更新の機会を捉えた対策（集約化や複合化、廃止など）も含めて検討することとし、対策の内容が明らかとなき場合は、その内容を具体的に記載しています。
今成学校給食センター	更新の検討	機器設備の更新時期を踏まえ、施設更新の機会を捉えた対策も含めて検討します。

【図表 166 改修対象施設】

対象施設	取組	内容
菅間学校給食センター	20年目改修	20年目改修の時期にあたり、工事履歴や点検結果等を踏まえ、必要な改修を行います。

²⁷ ○学校給食衛生管理基準

第3 調理の過程等における衛生管理に係る衛生管理基準

(4) 調理過程 ④食品の適切な温度管理等

五 調理後の食品は、適切な温度管理を行い、調理後2時間以内に給食できるよう努めること。また、配食の時間を毎日記録すること。さらに、共同調理場においては、調理場搬出時及び受配校搬入時の時間を毎日記録するとともに、温度を定期的に記録すること。

余白ページ

G-5 葬祭施設

0 川越市公共施設等総合管理計画におけるマネジメント方針

- 新斎場は、2012（平成 24）年 4 月に策定した『川越市新斎場建設基本計画』に基づいて整備を進めます。
- 市民聖苑やすらぎのさとは、計画的に維持・管理を行い、予防保全を図ります。
- 新斎場と市民聖苑やすらぎのさとは、一体的に、効率的で効果的な管理・運営方法を検討します。

※『川越市新斎場建設基本計画』に基づき、斎場の整備を行い、2017 年度にオープンしました。

1 施設の概要など

(1) 施設概要

① 設置目的・経緯など

斎場及び市民聖苑やすらぎのさとは、川越市斎場及び川越市民聖苑やすらぎのさと条例で位置付けられ、葬儀等を行う者の利便性及び公衆衛生の向上を図り、もって市民の福祉の向上に資することを目的とした施設です。また、斎場は、墓地、埋葬等に関する法律に基づく火葬場です。

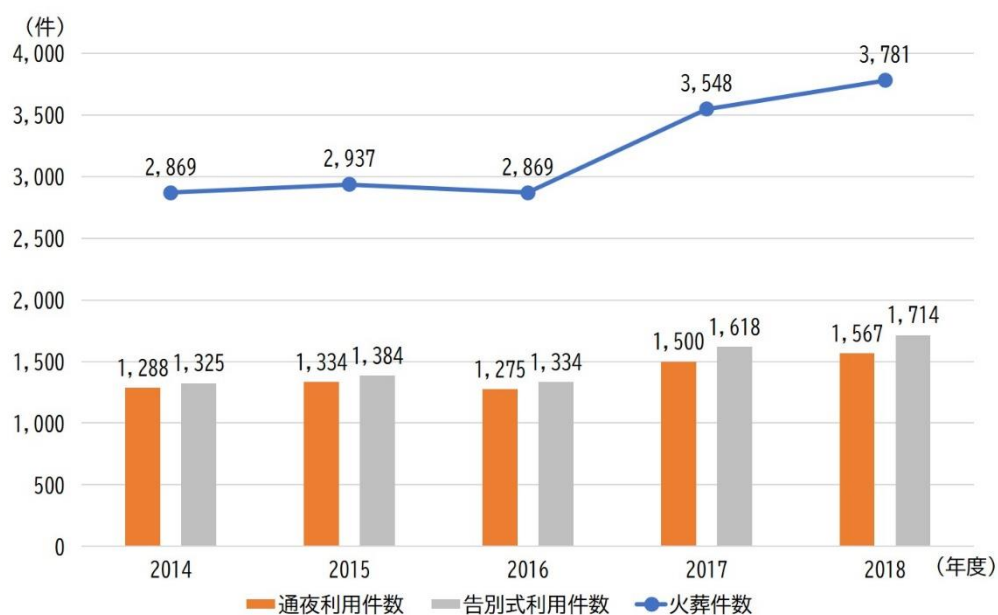
② 利用状況など

斎場は、火葬炉を 12 炉、小動物火葬炉を 1 炉設置しており、2018 年度の火葬件数は 3,781 件、小動物火葬の件数は 1,068 件です。

また、斎場に 2 つ、市民聖苑やすらぎのさとに 6 つの式場を有しています。2018 年度の斎場の式場の利用件数は、通夜が 475 件、告別式が 543 件、市民聖苑やすらぎのさとの式場の利用件数は、通夜が 1,092 件、告別式が 1,171 件です。

斎場の移転後、火葬件数及び式場の利用件数は増加しています(図表 167)。

【図表 167 火葬件数及び式場利用件数の推移】



③ 施設の整備状況

葬祭施設は、全て新耐震基準建築物です。両施設は市道を挟んだ隣地に設置され、一体的に管理・運営されています。

市民聖苑やすらぎのさとは、2014 年度に会議室を式場として改修しています。また、2014 年度から 2017 年度にかけて、非常用自家発電設備や空調設備等の改修を行っています。

(2) 対象施設

ここで対象とする施設は、以下のとおりです。

【図表 168 対象施設一覧（葬祭施設）】

No.	施設名	地区	建築年度	延床面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)	備考
1	斎場	本庁	2016	7,316	17,881	
2	市民聖苑やすらぎのさと	本庁	1999	4,699	22,036	

【図表 169 配置図（葬祭施設）】



(3) 葬祭施設の課題

① 計画的な施設・設備の維持管理

斎場は、市内で唯一の火葬場であり、確実に安定した施設の稼働が求められます。火葬炉を 12 炉、小動物火葬炉を 1 炉設置しており、計画的な維持管理が必要です。

市民聖苑やすらぎのさととは、建築後 20 年を経過しており、計画的な施設の改修が必要です。また、年間を通じ利用されている施設であり、葬儀に対応できる状態を常に整えておく必要があります。

② 効率的で効果的な運営手法の検討

斎場では、火葬炉の運転などの専門性の高い業務が行われています。また、両施設合わせて 8 つの式場を管理運営しており、利用件数も増加しています。継続したサービス提供のため、効率的で効果的な運営手法の検討が必要です。

2 葬祭施設の整備更新の方針

(1) 今後の方向性

葬祭施設は、葬儀等を行う方の利便及び公衆衛生の向上のため、必要な施設です。両施設とも新耐震基準建築物であり、計画的に保全を行い、長寿命化を図ります。

斎場は、安定した設備の稼働のため、機器設備の点検を定期的を実施し、適切な維持管理を行います。

市民聖苑やすらぎのさと、市民の葬儀に支障が出ないように、計画的な改修を行います。

また、効率的な施設の運用を図るため、他の自治体の事例等を参考に民間活力の活用について検討を行います。

(2) 規模・配置について

斎場は、『川越市新斎場建設基本計画』において適正な規模及び配置が検討され、都市施設として都市計画に定められて設置されています。

式場施設である市民聖苑やすらぎのさと、火葬場である斎場と隣接しています。

3 葬祭施設の検討結果

2025 年度までに取組を進める施設は、以下のとおりです。

【図表 170 改修対象施設】

対象施設	取組	内容
市民聖苑やすらぎのさと	20 年目 改修	20 年目改修の時期にあたり、工事履歴や点検結果等を踏まえ、必要な改修を行います。

G-6 農業集落排水処理施設

0 川越市公共施設等総合管理計画におけるマネジメント方針

- 農業集落排水処理施設は、計画的に維持・管理を行い、予防保全を図るとともに、効率的で効果的な管理・運営方法を検討します。

1 施設の概要など

(1) 施設概要

① 設置目的・経緯など

農業集落排水処理施設は、川越市農業集落排水処理施設条例で位置付けられた施設で、農業集落において生活排水が農業用排水へ混入することで、農作物生産へ被害を与えることを防ぐことを目的とした生活排水処理施設です。

② 利用状況など

農業集落排水処理事業開始時において、事業への参加意向の世帯数を踏まえた処理施設の設計を行っているため、この世帯数に応じた処理能力となっています。施設の供用開始後、各世帯が接続工事を進めており、2018年度末時点の接続率は、鴨田処理区域で87.9%、石田本郷処理区域67.6%となっています。

③ 施設の整備状況

本市の農業集落排水処理施設は2施設です。

両施設とも新耐震基準建築物で、新しい施設です。そのため、施設の保全に係る改修履歴はありませんが、機器設備については、定期点検、法定検査に基づく、ばっ気攪拌装置やスクリーンユニットなどの消耗部品の交換が行われています。

各住戸等から農業集落排水処理施設までの管路の延長とポンプ施設数は、鴨田処理区で約15.3キロメートル・8か所、石田本郷処理区で約10.5キロメートル・11か所です。

(2) 対象施設

ここで対象とする施設は、以下のとおりです。

【図表 171 対象施設一覧（農業集落排水処理施設）】

No.	施設名	地区	建築 年度	延床面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)	備考
1	鴨田農業集落排水処理施設	芳野	2004	341	1,757	
2	石田本郷農業集落排水処理施設	芳野	2010	200	2,204	

【図表 172 配置図（農業集落排水処理施設）】



(3) 農業集落排水処理施設の課題

① 計画的な設備の維持管理

小さな下水処理施設ともいえる農業集落排水処理施設は、排水処理に必要な設備が設置されている施設のため、設備の寿命に合わせた施設更新の検討が必要です。生活排水処理施設としての機能を維持するため、適切な維持管理と計画的な改修を行い、躯体と設備の長寿命化を図る必要があります。

② 効率的で効果的な運営手法の検討

施設の老朽化や人口減少に伴う生活排水量の減少等が起こると効率的な排水処理の維持が難しくなることが想定されます。将来にわたって安定的に処理区域内の排水処理を継続していくための中長期的な経営の基本計画である「経営戦略²⁸」を2020年度までに策定する必要があります。

2 農業集落排水処理施設の整備更新の方針

(1) 今後の方向性

現在設置されている農業集落排水処理施設は、効率的で効果的な運営手法の検討を行いつつ、適切に維持管理を行います。

供用開始後、各施設が20年経過すると、機能診断を踏まえた最適整備構想²⁹を策定する必要があります。この構想では、施設設備の劣化が始まる前に、計画的な改修計画を策定するとともに公共下水道への切替や施設の集約化といった施設の再編の検討を行うことになります。

また、農業集落排水事業における「経営戦略」を策定する際は、収入と支出を均衡させた投資・財政計画のほか、将来にわたって安定的に事業を継続していくための効果的な運営手法の検討を行います。

(2) 規模・配置について

本市にある農業集落排水処理施設は、農業集落排水整備区域の生活排水を処理するための施設で、事業開始に当たり事業参加意向の世帯を対象として処理施設の処理能力等を設計し、設置しています。

²⁸ 経営戦略とは、中長期的な視点から経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に資するため、収入と支出を均衡させた「投資・財政計画」を中心とした経営の基本計画のこと。総務省通知により、技術的助言として策定を要請されている。

²⁹ 最適整備構想とは、供用開始後、概ね20年を経過した市町村が管理する農業集落排水処理施設についての機能診断に基づく機能保全のための予防保全計画のこと。

3 農業集落排水処理施設の検討結果

2025 年度までに更新及び改修の取組を進める施設はありません。